

令和7年度 使用料見直し方針（案）

総務部 財務課

使用料の見直し方針（案）

1.使用料

引き上げ改正

- ▶施設・附属設備使用料
➡1.5倍を上限に改正

2.減免規定

減免率の改正

- ▶75歳以上の団体
附属設備の減免率50%
➡0%

※改正後の使用料、減免規定は令和8年4月1日から適用予定

見直しの考え方

①指針 使用料の考え方

平成22年に恵那市行財政改革審議会から提言を受け
「公の施設の使用料の考え方に係る指針」を策定



②方針 使用料の見直し

3年に一度方針を定めて見直し



③改正 使用料条例 減免規則

約170施設が見直し対象

対象外：法令等で定めがある施設
(こども園、図書館、公営住宅、上下水、病院など)

公の施設の使用料の考え方に係る指針①



現行使用料の2倍を超えない

近隣市町村と比較し、高額な場合は適正範囲内に調整

民営施設を圧迫しない

無料の施設は利用目的や有料化の影響を十分に考慮

利用頻度が高い施設の利用率が大幅に低下しないよう考慮

公の施設の使用料の考え方に係る指針②

算定方式

$$\frac{\text{原価}}{\text{受益者負担割合}}$$

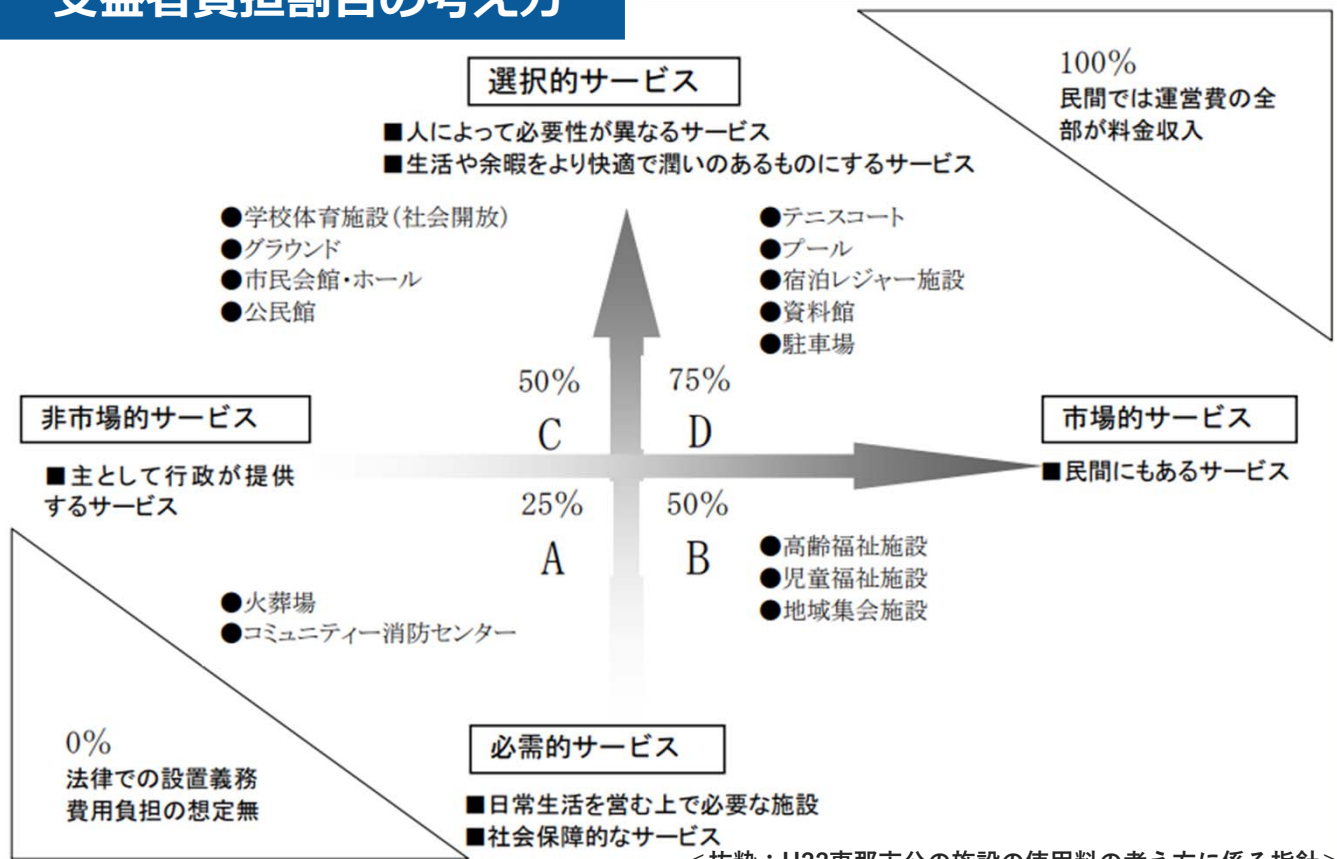
原価に含めるもの

<施設管理費>

賃金、消耗品費、光熱水費、修繕料、委託料、保険料など

※大規模修繕等の施設整備費は含めない

受益者負担割合の考え方



＜背景1-1＞ 恵那市の現行使用料と減免規定

	区分	料金	市外料金
使用料	<u>施設使用料</u>	<u>各施設の条例による</u>	市内料金の1.5倍
	<u>附属設備使用料（空調・照明など）</u>	<u>各施設の条例による</u>	—
	利用者	施設使用料	附属設備使用料
減免規定	市、自治区、18歳以下の団体、障がい者など	100%免除	100%免除
	<u>75歳以上の団体</u>	100%免除	<u>50%免除</u>
	国・県、市共催、公共的団体、三学・健幸のまちづくり活動など	50%免除	—
	公益上必要な活動	30%免除	—

<背景1-2> 恵那市の現状

①物価高騰

R1 … R7
(消費者物価指数)

電気	12%	増
ガス	16%	増
上下水道	5%	増
灯油	30%	増

▼
R1比で光熱水費
16%増

②維持管理費の増

<参考：決算ベース>
スポーツ施設 維持管理費
(光熱水費を除く)

R1	86,379千円
R3	102,738千円
R5	109,888千円

▼
R1比で
21%増

③近隣市との比較

近隣他市の
類似施設と比較

▼
恵那市が
14%低い

<背景2-1> 近隣市の類似施設との比較

(単位：円)

	対象	施設 使用料	附属設備 空調・照明	合計	差額 (恵那市－近隣平均)
会議室 (コミセン)	恵那市	300	160	460	▲43 [▲8%]
	近隣市平均 (最高料金)	265 (301)	238 (300)	503 (601)	
体育館 (まきがね公園)	恵那市	900	1,230	2,130	+540 [+34%]
	近隣市平均 (最高料金)	1,110 (1,200)	480 (1,200)	1,590 (2,400)	
多目的グラウンド (まきがね公園)	恵那市	1,160	2,080	3,240	▲720 [▲18%]
	近隣市平均 (最高料金)	1,293 (1,920)	2,667 (3,080)	3,960 (5,000)	
大ホール (恵那文化セ)	恵那市	4,167	3,660	7,827	▲4,646 [▲37%]
	近隣市平均 (最高料金)	3,930 (4,243)	8,543 (9,070)	12,473 (13,313)	

<参考1> これまでの使用料改正

	H22	H25	H28	R1	R7
全体的な改正内容	改正（減）	改正（増）	改正（増）	改正（増）	改正（増）
方針	▶現行料金の2倍以内		▶現行料金の2倍以内	▶現行料金の1.5倍以内	▶現行料金の1.5倍以内
		▶消費増税分（5→8%）		▶消費増税分（8→10%）	
	▶合併前からの料金体系を統一				

※令和4年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により改定を見送り

<参考2> これまでの減免規定改正

	H22	H25	H28	R1	R7
内容	改正	改正なし	改正	改正	改正（予定）
改正内容	▶旧市町村（合併前）からの減免規定を統一	—	▶18歳以下の団体 75歳以上の団体 ➡免除規定追加 施設100% 附属100% ▶生涯学習団体 ➡目的別減免へ	▶75歳以上の団体 施設100% 附属100%➡ 50%	▶75歳以上の団体 施設100% 附属50%➡ 0%

使用料の見直し方針（案） <対象施設>

以下を除いた約170施設が見直し対象

法令等で使用料を 徴収しない施設

図書館、公園、児童センター、消防施設など。

担当課で 個別対応する施設

火葬場など広域的に検討が必要なもの。指定管理施設などの営利を目的としたものや別途調査が必要なもの。

見直しを 見送る施設

廃止や譲渡予定の施設。現行料金が妥当と判断したもの。

使用料の見直し方針（案） <使用料>

	区分	市内料金	市外料金
使用料	<u>施設使用料</u>	引き上げ (上限1.5倍)	市内料金の1.5倍 (改定なし)
	<u>附属設備使用料（空調・照明など）</u>	引き上げ (上限1.5倍)	—

- 利用する人（受益者）と利用しない人との負担の公平性が確保された適正な料金を受益者に負担してもらうことを原則とする。
(抜粋：公の施設の使用料の考え方に関する指針)
- 利用者の急激な負担増を避けるため、近隣市の料金とも比較し、利用し易く、公共料金として妥当な料金設定を行う。

使用料の見直し方針（案） <減免規定>

	利用者	施設使用料	附属設備使用料
減免規定	市、18歳以下の団体、障がい者、行政を補完する団体（自治区など）	100%免除	100%免除
	<u>75歳以上の団体</u>	100%免除	50%免除 ➡ —
	国・県、市共催、公共的団体、三学・健幸のまちづくり活動など	50%免除	—
	公益上必要な活動	30%免除	—

- 減免は過度な措置とならないよう、政策的に必要な特別措置として定めるもの。
（抜粋：公の施設の使用料の考え方に関する指針）
- 特に附属設備使用料については、全額負担を原則とする。
- 市、18歳以下の団体、障がい者、行政を補完する団体については、現行の減免率を維持。

使用料の見直し方針（案） <まとめ>

①物価高騰

光熱水費が
16%増(R1比)

②維持管理費の増

維持管理費が
21%増(R1比)

③近隣市との比較

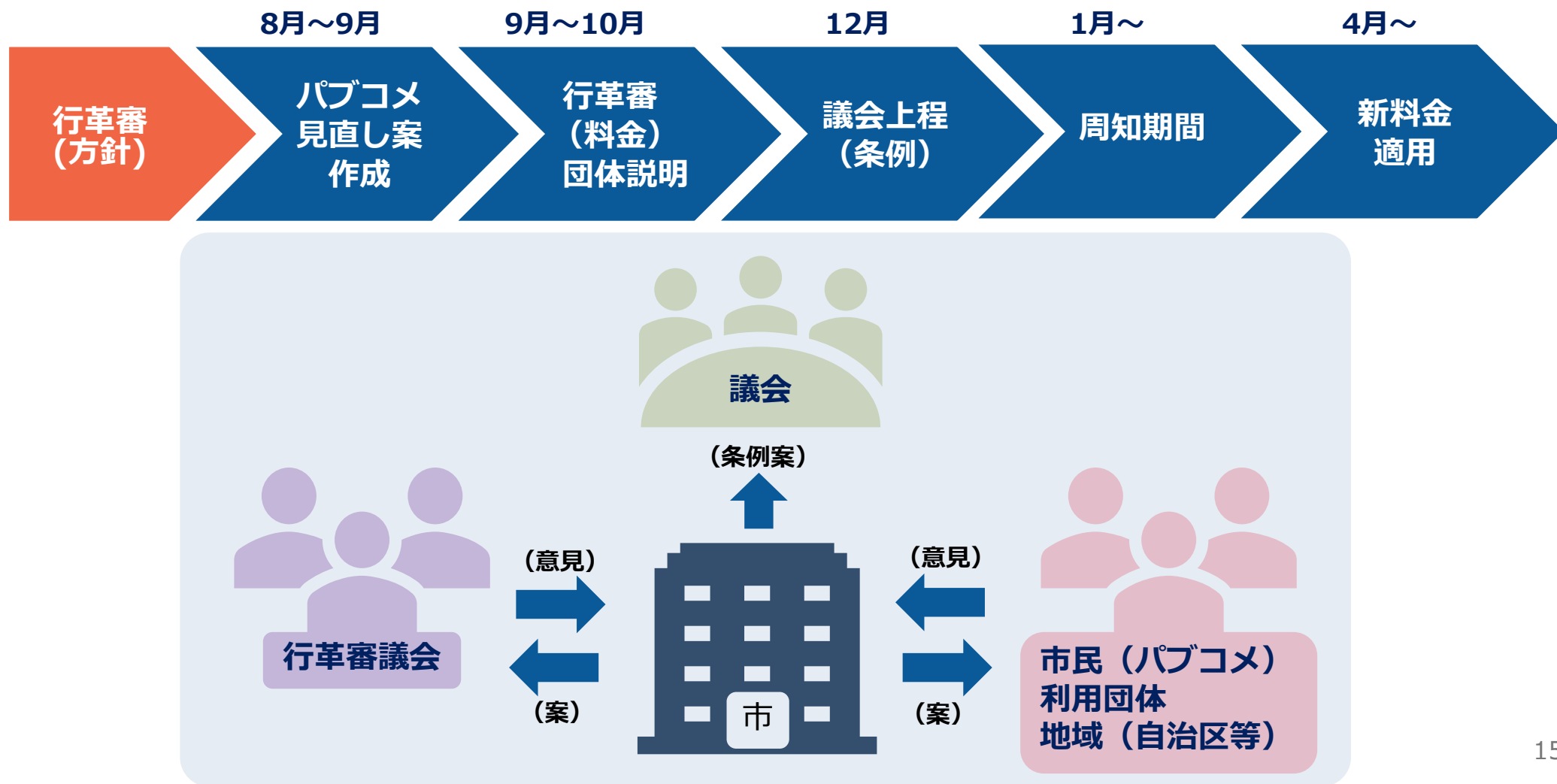
東濃5市の
類似施設と比較して
14%程度安い

※近隣市の引上げ額の最大は1.5倍



1. 使用料（施設・附属設備） ➡ **1.5倍**を上限に引き上げ
2. 減免規定の見直し ➡ 75歳以上の団体
附属設備の減免率50% ➡ **0%**

見直しの流れ（案）



具体的なスケジュール（案）

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
	行革 審 ①	パブコメ	利用団 体向け 説明会	行革 審 ②		12月 議会	周知期間		新料 金
方針 策定		見直し案 作成				条例 改正	減免 規則 改正		